

■応募者の構成等と参加資格要件

1. 応募者の構成等

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募企業又は応募グループを構成する企業（事業者への出資を予定する企業をいい、以下「構成員」という。）のいずれも、下記2、3に示す要件を満たすこととする。応募グループで申し込む場合には代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、参加資格確認申請書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこととする。

なお、参加資格確認申請書提出後における応募グループへの構成員の追加及び変更は認めないものとする。ただし、止むを得ない事情がある場合においては、大学の承諾を得ることを前提として、追加及び変更を認めるものとする。

また、建設業務と工事監理業務を同一の者、又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

なお、資本面において関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう（以下において同じ）。

2. 複数応募の禁止

応募者の構成員、協力企業及びこれらのいずれかと資本関係又は人事面で関係のある者は、他の応募者又は他の応募者の構成員若しくは協力企業になることはできない。

なお、大学が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者又は応募者の構成員若しくは協力企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

3. 応募企業、応募グループに係る共通の参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- 1) 国立大学法人電気通信大学会計総則第〇条及び〇条の規定に該当しない者であること。また、応募申込及び参加資格確認申請に必要な書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、国立大学電気通信大学建設工事等競争参加資格要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 2) 破産法、民事再生法、会社更生法及び会社法に基づき、破産手続き、再生手続き、更生手続き及び特別清算手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- 3) 大学が本事業について、コンサルティング業務を委託している(株)上野計画事務所との間に資本面若しくは人事面において関連がある者が応募時に参加していないこと。
- 4) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に特段の問題がない者であること。
- 5) 不正及び不誠実な行為がない者であること。

4. 応募企業、応募グループ等に係る各担当業務別の参加資格要件

応募企業、応募グループ構成員及び協力企業（事業者への出資は予定してないが、応募企業又は応募グループと下記業務に係る契約を締結した企業又は締結する予定の企業をいう。）のうち、設計・工事監理、建設、維持管理及び運営の各業務を担当する者は、次に掲げる実績を満たしている者であること。

1) 設計業務

- ① 文部科学省において平成25・26年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者又は登録する予定の者であること。なお、同一の設計を複数の企業が実施することは、差し支えない。ただし、この場合においては、共同して設計を実施する全ての参加企業又は参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。
- ② 平成14年度以降に完成・引き渡しを行った、100戸以上の共同住宅、または寄宿舎の用に供する建築物（同一の建築物又は建築物群）の新営建築工事において、設計業務を主契約者として受託した実績を有すること。なお、その設計実績が共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有する者であること。

2) 工事監理業務

- ① 文部科学省において平成25・26年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者又は登録する予定の者であること。
- ② 平成14年度以降に完成・引き渡しを行った、100戸以上の共同住宅、または寄宿舎の用に供する建築物（同一の建築物又は建築物群）の新営建築工事において、工事監理業務を主契約者として受託した実績を有すること。

3) 建設業務

- ① 文部科学省において、一般競争参加者の資格（平成25・26年度）を有する又は取得予定であること。なお、同一の工事を複数の企業が実施することは、差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての参加企業又は参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。
- ② 平成14年度以降に完成・引き渡しを行った、100戸以上の共同住宅、または寄宿舎の用に供する建築物（同一の建築物又は建築物群）の新営建築工事において、建設業務を主契約者として受託した実績を有すること。なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有する者であること。

4) 維持管理業務

- ① 文部科学省において、一般競争参加者の資格（平成25・26年度）を有する又は取得予定であること。
- ② 平成14年度以降に、100戸以上の共同住宅、または寄宿舎の用に供する建築物（同一の建築物又は建築物群）において、維持管理をしている実績を有すること。

5) 運営業務

- ① 宅地建物取引業者の免許を有すること。
- ② 平成14年度以降に、本事業と同種の運営業務実績を有すること。なお、同種の運営業務とは、100戸以上の共同住宅、または寄宿舎の用に供する建築物（同一の建築物又は建築物群）において、維持管理をしている実績を有すること。

※なお、維持管理業務と運営業務を一体的に行う場合は、業務を担当する者全員で維持管理業務及び運営業務に係る全ての要件を満たせば参加資格を認めるものとする。